# 消防庁告示第十三号

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十六年総務省令第

九十二号)第二条第二項の規定に基づき、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上

の基準を次のとおり定める。

平成十六年五月三十一日

消防庁長官 林 省 吾

第

趣旨

の告示は、 パッケー ジ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるも のとす

る。

### 第 二 用語 の 意義

の 基準に お ١J て、 次の各号に掲 げ る 用語 の 意 義 は、 そ れぞれ当該各号に定めるところに ょ る。

信号を送るものをいう。 感知部 火災により生ずる熱、 煙又は炎を利 用 して自動的に火災の発生を感知し、 受 信 設置に

の感 十六年自治省令第十七号。 感知器型感知部 知部をいう。 火災報知設備 以下「 感知器等規格省令」 の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭 という。 第二条第一号に規定する

感

知

器

和

五

 $\equiv$ そ の 他 の 感 知 部 感知 器 型 感知 部 以 外 の方法に よる 感知 部 をい う。

兀 放 出 П 火 災の消火等の ために、 消 火薬剤を有効 に 放射させるものをいう。

五 放 出 導 管 消 火薬剤を消火薬剤 貯蔵 容器等から放出口へ導く管をいう。

六 浸 潤 剤 等 消 火薬 剤 の 性 能 を 高 め、 又は 性能を改良するために用いる浸潤剤、 不凍 剤等を

七 消 火薬剤 貯 蔵 容器等 消 火 (薬剤 蓄圧式 の貯蔵容器にあっては、 消火薬剤と 加圧 用ガス) を 貯

蔵する容器 加圧 用ガスを貯蔵する容器及びこれに附属 する部品をいう。

八 受信装置 感知 部から発せられた火災信号を受信 Ų 火災を感 知 し た旨を音又は音声 . (以下

音等」 という。 で知らせ、 作動装置等に発 信する装置 を 11 う。

九 作動装置 受信装置から発せられた信号により、 弁等を開け、 消火薬剤貯蔵容器等から消 火

薬剤を送り出すための装置をいう。

十 警戒 X 域 パ ゙ヅ ケー ジ型自 動 消 火設 備 の 感 知部 が、 発生 U た火災を有効 に感知することができ

る区域をいう。

十一 警戒面積 警戒区域の面積をいう

防護 区域 パッ ケー ジ 型 自 動 消 火設 備 の放出口から放射される消火薬剤により火災の消火が

できる区域をいう。

十三 防護面積 防護区域の面積をいう。

十 应 に 接 同 続 時 され 放 射 る、 区域 定 火災が発生した場合に の X 域 に係 る全ての お 放 出 ίI て、 口から消火及び延焼 作動装置又は 選 拡 択 大防 弁に 止 接続する の ため に の 同 時 放 に 出 消 導 管 火

第三 パ 薬 剤 ツ ケー を 放 ジ型自 射し、 防護 動 消 すべ 火設 、き区域 備 を設 置 をいう。 することができる 防 火 対

続 別 備を「 も < に 令第六号。 政令第三十七号。 的 は 掲 パ の ジ 第 げ ツ に (六) のうち、 パッケー 型 使 一 (五) る防 ケー 項 E 用される室、 以下「 ジ型自動 項若しくは穴 火対象物又はその部分(令第十二条第二項第二号口に掲げる部分を除く。)のうち、 動 掲 主として、 消 げ る防 ジ型消火設備 火設備 規 以下「令」という。 則 火対 消火設備 廊 を設置する防 居 住、 下並 という。 象物 頃に掲げる防 びに通 を設置することができる防 の設置及 の 執 務、 用 途 路等の 火対 第十三条第三 に供され )第十二条第一項第二号、第三号及び第七号から第九号ま 作 業、 び維持に関する技術上の基準」 火対象物又は同表 象 物 人が常時出入りする場 集 会、 る部分であって、 の 部 頃に 分 娯楽及びその他これらに類する目 のうち、 掲げ 火対, 十六項に掲げ る部 消 象 延べ 分に 防 物 象 法 所 は 物 に 面 つ 施 消防法 ١J 積 る防火対 ( 平成十六年消防庁告示第十 設置すること。 行 ては、 が一万平方メ 規 則 施 パッ 象 行令( 昭和三十六年 物 の ケー 昭 ただし、 的 ı 同 ジ 型 和三十六年 1 表 (五) の た ル 一消 自 め 項 以 火設 パ 若し 治 に 下 令 で ツ 絩 ഗ

に従

い設置することができる。

# 第四 設置及び維持に関する技術上の基準

パッ ケー ジ 型自 動消火設備は、 次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

床、 同 天井、 . 時 放射区 戸 域 (ふすま、 は、 原則としてパッケージ型自動消火設備を設置しようとする防火対象物 障子その 他これらに類 するも のを除く。 以下同じ。) 等で区画さ れ の 壁、 てい

る居室、倉庫等の部分ごとに設定すること。

二 壁、床、天井、戸等で区画されている居室等の面積が十三平方メートルを超えている場合に ١J 同 ては、 時 放射区 同時 域 の 放射区域を二以上に分割して、 面 積は 十三平方メートル以上とすること。 設定することができること。この場合、それぞれの お

 $\equiv$ を設 て使用する場合にあっては、 パッケー 置すること。 ジ型自動消火設備は、 当該設備の防 その防護面積 ( 二以上のパッケージ型自動消火設備を組 護面積の合計)が同時放射区域 の面積以上であ るもの み合せ

四 火できるように設けること。 パッケー ジ型自動 消 火設備 ば、 同時 放射区域におい て発生した火災を有効に感知 Ų かつ、 消

五 射 で 同 きるように作動 時放射区域を二以上のパッケージ型自動消火設備により防護する場合にあっては、 装置等を 連動させること。 同時に放

六 パッ ケー ジ型自動消火設備の消火薬剤、 消火薬剤貯蔵容器等、 受信装置、 作 動 装置等を二以上

の 同 時 放 射 X 域 に お しし て共用する場合にあっては、 次によること。

ないこと。 パッケー ジ 型 自 ただし、 動消火設 次の 場合にあっては、 備を共用する場合に 隣接する同 お しし て、 隣 時 放 接する同 射区 域 時放 間 の設備を 射区 を共 域 間 用 の 設 できるも を共 用 ഗ

で

あること。

ア 防 年 に 法 火 規定する耐火性 隣接する同 性 律 能 第二百一号) 第二条第九号の二口に規定する防 を有する壁若しくは 時 放 能若しくは 射区域が建築基準法 間 同 仕 施 切 行令第百八条に規定する防火性能又はこれらと同等以 壁で区 施行令( 画され、 昭和二十五年政令第三百三十八号)第百 かつ、 火設 開口 備 で 部に あ る防 建築基準法 火戸が 設 け 昭和二十五 5 れ て 七 しし 上

場

1  $\overline{X}$ 域 受 信 からの火災信号を受信することができ、 入所者が就寝に使用する居室以外であって、 i 装置 可 燃 及 物 び の 作 集 動 積 装置: 量 が は 少 なく、 共用する二以上 かつ、 延 焼 かつ、 拡 の 大の 同 講堂、 時 火災が発生し おそ 放 射 機能 X れ 域 が をそ 少 訓 な 練室その他これ た同 れ L١ ぞ لح 認 時 れ め 放 有 5 射 効 区域 れ に らに 監 る に 視 場 合 類するも 有 で 効 ㅎ る に **警** 消 の 火 戒

(三) 61 パッ ても三十秒以 ケー ジ 型 自 内に消火薬 動 消 火 設 和を 備 の 放射することができるものであること。 作 動 装置 が 作 動 してから共 用 す る 61 ずれ の 同 時 放 射 区域 内 に お

剤を

放出できる機

能

を有して

いるも

のを設置すること。

## 第 五 設置及び維持に関する基準の細

目

パッ ケー ジ型自動消火設備 の設置及び維持に関する基準の細目は、 次の各号に定めるところによ

る。

感 知部及び 放出 日は、 パッケー ジ型自動 消火設備 に 表示されてい る防護区域を有 効に包含する

ように天井、 壁等に確実に取 り付けること。

感知部 ば はり等により感知障害が生じないように、かつ、 火災を有効に感知するように設け

ること。

放出口は、 はり等に より 放射障害が生じないように、 かつ、 火災を有効に消火することができ

るように設けること。

は

四 床面から放出口の取付け面(放出口を取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しく

屋 根 の 下面 を 11 う。 まで の高 さは、二・四メー トル以下とすること。 ただし、 第 十· 七 の 消 火

試 験 を、 別 図 に示すA模型を使 用 し感知部と連 動させ・ た状態で二・四メー **|** ルを超える 高さで

消 火 性 能 が確認できた場合にあっては、 当該 高さまで設置することができること。

次に掲げる規定の例により設けること。

非 常 電 源 に 係 る 配 線 規則第-十二条第 項第 四

五

配

線

は、

その

用途に応じ、

(=)(=)操作回 路等に係る配線 規則第十二条第一 項第五号

(三) 上記以外の配線 規則第二十四条第一号)

六 放出導管は、 規則第二十一条第四項第七号の規定の例により設けること。

なお、 金属材料以外の材料で造られた放出導管を用いる場合にあっては、 火災によって生ずる

熱により変形、 損傷等が生じない よう措置を講ずること。

七 消火薬剤貯蔵容器等は、 地震動等により転倒しないように確実に設置すること。

八 を受けるおそれが少ない 受信装置、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等は、 箇所に設置すること。 点検に便利で、 かつ、火災等の災害による被害

九 パッケー ジ型自動消火設備のうち充填した消火薬剤に接触する部分は、 次に定めるところに ょ

ること。

げ 日 [間浸 る腐 充填した消火薬剤に接触する部分について、三パーセントの塩化ナトリウム水溶液中に十四 《食試》 です腐り 験 食 を行っ 試験を行った場合及び次の表の上欄に た 場 合に お いて、 さびその他 の異常を生じ 掲げる区分に応じ、 な ١J ものでなけれ それぞれ当該下 ば なら . 欄 な **l** , に 掲

ただし、

当該部分を耐食性材料で造ったパッケージ型自動消火設備にあっては、

腐

《食試

脳験を行

<del></del>	
充填した消火薬剤がアルカリ性である	区分
三パーセントの水酸化ナトリウム水溶液中に	腐食試験

( — <i>)</i>			_
充填した消火薬剤に接触する部分に耐食塗装を施したパッケー	型自動消火設備	充填した消火薬剤が酸性であるパッケージ	パッケー ジ型自動消火設備
装を施したパッケージ型自動消火設備は、	三ノーセントの研覧する一切日間浸す	公司 公文	一十四日間浸す。
当該部			

に掲げる性能を有するものでなければならない。 分と同じ試験片について次の表の上欄に掲げる試験を行った場合において、それぞれ当該下欄

区分	性能
	塗面を外にした平らな試験片を直径十ミリメートルの棒の回りに一秒間に百
屈曲性試験	八十度折り曲げた場合において、屈曲部の両端から十ミリメートルの部分を
	除いた残りの部分の塗膜にわれ又ははがれを生じないこと。
	塗面を上向きにした平らな試験片を鋼製の台の上に固定し、三百グラムのお
	もりの先端に直径二十五ミリメートルの鋼球を取り付け、塗面から五十セン
衝撃性試験	チメートルの高さから鋼球を下向きにして塗面上に落下させた場合において
	、塗膜にわれ又ははがれを生じないこと。この場合において、鋼球の材質は
	、JIS(日本工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第
	一項の日本工業規格をいう。) B一五〇一に適合すること。

腐 食試験

> (一に規定する試験に準ずる腐) 食試験を行った場合にお ١J て、 試験 片の

周

辺

の

幅十ミリメートル さび、 溶出、 色の変化又は著 の 部分を除 61 しい た残りの うや の変化を生じないこと。 部分の塗膜に われ、 は が 'n バ く れ

第六 パッ ケー ジ型自 動消火設 備 の 性 能等

ッ

ケー

パ 確実に ジ型自 作動するも 動 消火設備 のであり、 の 性能等は、 かつ、取扱い、点検及び整備が容易にでき、 次の各号に定めるところによる。 耐久性を有すること。

ほこり、 湿気等によって機能 に異常を生じないこと。

な され しし 各部分は、 ない 材料で造り、又は当該部分には防 材料で造り、 良質 の材料で造るとともに、 又は当該部分に耐 錆は 加工を施すこと。 食加工を施し、 充 填 した消火薬剤 かつ、 に 外気 接 触· に接触する部分を容易にさび する部分をその消 火薬 剤 に 侵

兀 主 要部 ば、 不燃性又 は 難 燃 性 の 材 料 で造ること。

五 電 気 を 使 用 する も の に あっ ては 次 によること。

気部

i品は、

十分な電気容量を有するものとし、

かつ、

配線

の接続が的確であること。

 $(\equiv)(\equiv)(=)$ 

無極 性 の も のを除き、 誤接続を防止するための措置を講ずること。

接 触部 電 線 の 以 接 外 触不 の 電 良を防 流 が 通 近す 過する部分で、 るた め の措置を講ずること。 すべ り又は 可 動 軸 の 部 分の接触が十分でな しし 筃 所 には、

(五)(四) 充電部: ば 外 部から容易に人が触 れ ない ように、 十分に保護すること。

定 格 電圧が六十ボ ルトを超えるパッ ケー ジ型自動消火 設 備 の 金 属製外箱には、 接 地端子を設

け ること。

(六) 主電源 を監視 する装置をパッ ケー ジ型自 「動消· 火設備 の 見 ゃ す ١J 筃 所 に 設けること。

六 部 品 は 機 能 に異常を生じない ように的確に、 か く 容易 に 緩 ま な ١J ように 取 ij 付けること。

七 時 間 の 経 過に よる変質によ וֹי 性能 に 悪影響を及ぼさな ١J ものであること。

八 人 に 危 害 を与えるおそ れ が ないこと。

九 調 整 部 は 調 整 後 変 動 L な ١J ように固定すること。

十 零 度以上四十度以下の 温 度 範 囲 零 度以上四十度以下の温 度範 囲を超えて適 した温 度 範 囲 が

る場合にはその 範囲。 以下「 使 用 温 度範 囲 という。  $\cup$ で使用した場合におい て、 消火及び

0 機 能 を 有 効 に 発揮することができること。

**+** パッ ケー ジ 型 自 動 消 火設 備 の 防 護 X 域 は、 警戒 区域と同 又は そ の 内 . 側 とすること。

感知 部 ば、 感知器型感知 部 に あっ ては 規則第二十三条第四項 に定めるところにより、 その他

の 感 知部 に あっ ては、 これに 準じて設置すること。

たときに、 つ の 防 全 て 護 X 域 の放出 に 複 口 か 数 の らす 放 出 み **\*** を か 設 に消火薬剤を放 け るパッ ケー ジ が射す 型 自 る構 動 消 造とすること。 火 設 備 に あっては 火災を 感 知

あ

第 七

感 知 部

感知 部は、 次の各号に定めるところによる。

その他 感知器 型感知 の 感 知部に 郊部は、 あっては、 感知器等規格省令の規定に適合すること。 感知器等規格省令の規定に適合するものと同等以 上の性能

を有

ること。

感知部は、 検出方式の異なる二以上のセンサーにより構成すること。

第八 放出口及び放出導管

放出口及び放出導管は、 次に定めるところによ る。

可 能 な限り金属材料で造ること。金属材料以外の材料で造る場合にあっては、 火災によって

生ずる熱により変形、 損傷等が生じない措置を講じること。

消火器規格省令」 耐圧 /試験 (消火器 という。 の技 術上の規格を定める省令(昭和三十九年自治省令第二十七号。  $\cup$ 第十二条第一 項第一号の規定の例に より行う試験) を行っ た場合 以下「

に おい 内 面 て、 等の放射に関係する部分は、 漏れを生ぜず、かつ、変形を生じないこと。 平滑に仕上げること。

放 出 の 取 付 け 部と放出 導管は、 確 実 に 取 ij 付けること。

(五)(四)(三) 管継 手 は 放出導管を確実に接続することができるものであること。

前号に定めるところによるほか、 火源を検知し方向を定めて消火薬剤を放射し、 火災を消火す

る方式のものにあっては、次に定めるところによ る。

自動 的に、 かつ、確実に . 火源 の位置を検知できること。

自動 的 に放出口を消火 の ため に . 有 効 な方 向に向けることができること。

 $(\equiv)(\equiv)(=)$ 放出口は、 消火薬剤を消火のために有効な分布で放射することができること。

第 九 消火薬剤貯蔵容器等

消火薬剤貯蔵容器等は、 次の各号に定めるところによる。

消火薬剤貯蔵容器等の規格 ば、 消火器規格省令第十一条から第十四条まで、 第二十四条から第

一十九条まで、第三十三条、第三十五条第一項及び第三十六条に規定する規格の例によること。

消火薬剤の放出を停止することができる措置を講ずること。

第十 作動装置 置

作動装置 ば 次の各号に定めるところによる。

作動装置は、 第八第一号一から三までの規定に適合すること。

作動装置は、 受信装置から発せられた信号により自動的に弁等を開放し、 消火薬剤を放出でき

ること。

手動で作動することができる装置を設け る場合にあっては、 鍵等を用い なければ 作動 できない

# ような措置が講じられていること。

## 第十一 受信装置

受信装置は、次の各号に定めるところによる。

受信装置は、 感知部から送られた火災信号を受信したとき、 自動的に音等による警報を発する

۲

二 二以上の警戒区域からの火災信号を受信することのできるものにあっては、火災の発生した警

戒区域をそれぞれ自動的に表示できること。

第一号の警報中に お ١J て、 火災信号を発した警戒区域内の感知部から、 異なる火災信号を受信

したときは、 自動的に作動装置(選択弁等を設ける場合にあっては選択弁等)に当該信号を発信

すること。

四 音等は、火災が発生した旨を関係者に有効に知らせることができるものであること。

五 復旧スイッチ又は音等の発生を停止するスイッチを設けるものにあっては、 当該スイッ チは 車

用のものとすること。

六 定位置に自動 的に復旧しないスイッチを設けるものにあっては、 当該スイッチが定位置にない

ときには、 音等の発生装置又は点滅する注意灯が作動すること。

## 第十二 選択弁等

二以上の防護区域を設定することのできるパッケージ型自動消火設備にあっては、 次の各号に適

合する選択弁等を設けるものとする。

選択弁等は、 第八第一号(から三までの規定に適合すること。

選択弁等は、 受信装置から送られた信号を受信したとき、自動的に当該防護区域に関する弁

を開放するものであること。

第十三 非常電源

気を使用するパッケージ型自動消火設備には、 次の各号に適合する非常電源を設けるも のとす

る。 ただし、規則第十二条第一 項第四号八に規定する蓄電池設備に適合する非常電源設 備 が 設 けら

れている場合にあっては、この限りでない。

主電源が停止したときにあっては主電源から非常電源に、 主電源が復旧したときにあっては非

常電源から主電源に自動的に切り替える装置を設けること。

一 最大消費電流に相当する負荷を加えたときの電圧を容易に測定することができる装置を設ける

こと。

三非常電源は、 規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十八号)第五条第七号イから二まで及びへに 蓄電池設備の基準(昭和四十八年消防庁告示第二号)又は中継器に係る技術上の !適合す

ること。

四 非 常 電 源 の 容量 ば 監 視 状 態を六十分間 継続 L た後、 作 動 装置等 の 電 気を使 用 する装置 を作 動

音等を十分間以上 一継続 して発生させることができること。

# 第十四 絶縁抵抗等

以上であること。

パ ツ ケー ジ 型 自 動 消 火設 備 の 絶 縁 抵抗等は、 次の 各号に定め るところに よる。

充電部 上非 充電 部 لح の 間 の 抵 抗 ば、 直 流 五 百 ボ ル 1 の 絶 縁 抵 抗計 で 測 定 した値で五メガ オー 厶

百 ボ 加 ル 1 充電部 え た場合、一分間これに耐えること。 を超えるも ル | と非充電 定 格電 のに 部 圧 が六十 あっ لح の ては定格電圧に二を乗じて得 間 ボ の ル 絶 | 縁 を超え百五十 耐 力は、 五十へ ボ ル ル 1 ツ た値 文は 以 下 六十へ に の . 千 ボ も の ル ル に トを加 あっ ツ の て 正 は 弦 え た 千 波 値) に ボ 近 ル の Ļ 61 交流 実 効 百 電 五 電 圧 + 圧 を ボ 五

電 源 の 電 圧 を次 の 範 进 内 で 変動させた場 合、 機 能 に 異常を生じ な L١

(=)(-)非常 主電 電 源 源 定格 定格電 電 圧 圧 の の 九十パー 八十五パー セント以上百十パ セント以上百十パー セント以下 Ϊ セ ント 以下

四 通 電 状 態 に お L١ て、 次の 試 験を十五 秒 間 行っ た 場 合、 機 能 に 異常を生じないこと。

内 部 抵 抗 五 + オ 厶 の 電 源 か ら五 百 ボ ル F の 電 圧 をパ ル ス 幅 ーマイクロ秒、 繰返 し 周 期

ルツで加える試験

内部 抵抗 五 十オー 厶 の 電 源 から五 百 ボ ル **\'** の 電 圧 をパ 、ルス幅 0 マイクロ 秒、 繰 返 L 周 期

百 ヘルツで加える試 験

(三) 音等を発生する装置を接続する端子に、 内部抵抗六百オー ムの電 源から二百二十ボルトの電

圧 をパ ル ス 幅 ミリ 秒、 繰 返 L 周 期 百 ^ ル ツで 加える 試 験

第十五 放射 性 能

パ ッ ケー ジ型自動消火設備の放射性能は、 次の各号に定めるところによる。

作 動 後す み ゃ か に 防 護 X 域 内 に 消 火薬剤を有効に 放射できること。

充 填 ਰੇ れ た消火薬剤 の 容量 又は 質 量 の 八十五パー セ ント以上の量を放射 できること。

 $\equiv$ 消 火薬剤 放出口を複数設けるも の容 量又は 質量 の を放出口の数で除した値の九十パーセント以上百十パー の 各放出口から放射される消火薬剤の 容量又は質量 ば セント以下であ 放射された 全

ること。

第十六 消火性 能

パッ ケー ジ型自動消火設備は、 第十七第一号の第一消火試験又は第二号の第二消火試 験 の ずれ

かに適合するものとする。 この場合におい て、 第二消火試験は、 第八第二号に定める放出口を有す

る バ ツ ケー ジ 型 自 動 消火設備 に 適 用 するも のとする。

第十七 消火試 験

パッ ケー ジ型自動 消火設備 の消火性能 を判定する消火試験 の方法は、 次の各号に定めるところに

第一 消火試験は、一から六までに定めるところにより、 その判定は七の規定により行うこと。

別 図 一に示すA 模型及びB模 型を用 ίÌ ること。

A模型及びB模型は、 防護区 域 内の任意の場所 にその模型の平面 の三分の二以上が防 護 X 域

内 となるようにそれぞれ置くこと。

(四)(三) A 模 型 の燃 焼 なべに、 四・〇リットル のノル マルヘプタンを入れ、点火すること。

放出 一口は、 床 面 上二・四メー トル の天井面 に取 り付け、 点火後三分で放出口から消火薬 剤

放 が出し、 消火を開始すること。

(五) 点火し、 放射が終了した後、 消火薬剤 の 放 ただちにB模型の鉄製皿 射 開 始から二十分経過 するまで燃焼させるとともにB に 〇 ・四リットルのノルマルヘプタンを入れ 模型の中心 上の天

面下五 センチ メー | ル の 位 置 の温度を測定すること。

無

風

の

状態

(風速

(七)(六) 次の ア及びイを満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。以下同じ。) において行うこと。

Α 模 型で、 消火薬剤 の 放射開 始後三分以内 放射 時間が が三分以内のものに あっては 放

内)に炎が認められず、 かつ、 放射終了後、 放射開始から二十分以内に再燃しない

場合

射

舑

間

1 В 模型で、 ル マルヘプタンの燃焼 中に 測 定 U た温 度 の 上 一昇が、 消 火 薬 剤 の 放 射 開 始から

一十分経過するまでの間、 百七十度以下である場 合

第二消火試

第二消火試 験 は、一から七までに定めるところにより、 その判定は八の規定により行うこと。

別 図 一に示す定めるA模型を二個用 ίį 防護区域内の任意の場 所に、 模型相互 の距離を十セ

チメートル 離し、 かつ、当該模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるように置くこと。

 $(\equiv)(\equiv)$ A 模型 一の燃 焼 なべに、四・○リットル のノルマルヘプタンを入れ、点火すること。

放出 一口は、 床 面 上二・四メー トル の天井面 に取り付け、 点火後三分で放出口から消火薬 剤

放 射し、 消火を開始すること。

(四) 別図ーに示すB模型を二個用 ίį 防護区域内の任意の場所に、 模型相互の距離を十センチメ

ル 離 かつ、 当該模型 の 平面 の三分の二以上が防 護 区 域 内となるように置くこと。

(五) 放 パッ 出口から消火薬剤を放射すること。 ケー ジ 型自 動 消火設 備 に 適 切 な 措置 |を施し、三で確認され た放射パター ンとなるように

(六) 放射が終了した後、 ただちにB模型の鉄製 に 〇 · 四 . リッ **|** jレ のノルマルヘプタンを入れて

火し、 消火薬剤 の 放 射 開 始か ら二十分経過 す るまで燃焼させるとともに B模型の中心 上の天

井面下五センチメー | . ル の 位置 の温度を測定すること。

無風 の が状態に おい て行うこと。

(八)(七) 次 の ア及びイを満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

ア Α 模型で、 消火薬剤 の 放射 開 始後三分以内に炎が認められず、 かつ、 放射終了後、 放

射 開

始 から二十分以内 に 再 燃 U な 11 場 合

1 В 模型で、 ノルマルヘプタン の燃焼中に 測定 U た温 度 が、 消 火 、 薬 剤 の 放 (射開 始から二十分

経過するまでの間、 百七十度以上に上昇しな L١ 場 合

第十八 消 火薬 剤 の 種 類及び消火薬剤 量

パ ツ ケー ジ 型 自 動 消 火 設 備 の消-火薬剤 の 種 類 及び消火薬剤 の 量 は、 次に 定めるところに よる。

それぞれ同表の下欄に 掲げる防護面積に応じた消火薬剤の量とすること。

使用する消火

薬

剤

の

種

類

及び消火薬剤

の

量は、

次

の表

の 主

上欄に

揭

げる消火薬剤

の種別.

に応じ、

		消火薬剤の量	の量 (リットル)	
消火薬剤の種別	防護面積十三	防護面積二十一	防護面積三十四	防護面積五十五
	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
強化液	百九十五	三百十五	五百十	八百二十五
第一種機械泡	百九十五	三百十五	五百十	八百二十五
第二種機械泡	百十七	百八十九	三百六	四百九十五

	二百百万	百月八十六二十六二十六二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	七十二八	剤 剤
四 八百	三五百十	国 国 三 三 三 二 二 二 十 一 五 十 一 五 十 一 五 十 一 五 十 一 五 十 十 一 五 五 十 十 十 二 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	百	種号閏剤等入り水  一種浸潤剤等入り水

### 備考

の を有するものに限る。 を 強化液とは、 い う。 ア ルカ で、 IJ 金属 第十九第一号に定める試験に 塩類を含有する水溶性の消 火薬剤 (第十九第二号に定め お 11 て 確認され た性能を有 する る性 能

れ 第三号に定める性 機械 た性能により第 泡とは、 化学反応によらず消火効果を有する泡 一種又は第二種に区分されるものとする。 能を有するものに限る。 で、 第十九第一号に定める試 を生成する水 溶 性 の 消 験に 火 お 薬 しし 剤 て 第 確 +認 九

有 するも 浸潤 第二 一種又は 剤 等 の 入り に限る。 第三種に区分されるものとする。 水 は、 で、第十九第 浸潤剤等を含有する水 一号に定める試験 溶性 の 消 火薬剤 に お 1 て 第十 確認さ 九第四 れ た性 号に 能 に 定 ょ め IJ る 第 性 能 種 を

の 下 消火薬剤 欄 に 掲 げ の 量 る ţ 防 護 面 原 積 則として第一号の表 に 応じた消火薬剤 の上 の 量 欄に の ー・二倍以上の量とすること。 掲げる消 火薬剤 の 種別に応じ、 それぞれ同 表

三 放出時間は、一分以上とすること。

第十九 消火薬剤の性

能等

パッケー ジ型自 動消火設備に使用する消火薬剤性能等は次に定めるところによる。

パッケー ジ型自動消 火設備. に使用する消火薬剤性能 に 関 す る試 験

能に パッケー ·関する試験を一から四までに定めるところにより、 ジ型自 動消 火設 備に使 用する消火薬剤の 性 能 そ は、 の 判定は五の規定により行うものとす 次 の 表 に定め る条件に より、 消 火 性

**ప** 

	消火	消火模型を消火するための条件	件
消火薬剤の種類	消火薬剤の量	試験用消火器の容量	基準放射時間
	(リットル)	(リットル)	(秒)
強化液	五・〇	六・〇~七・五	四十
第一種機械泡	五・〇	六・〇~七・五	四十
第二種機械泡	III • O	三・六~四・五	三十五
第一種浸潤剤等入り水	五・〇	六・〇~七・五	四十
第二種浸潤剤等入り水	Ⅱ・○	三・六~四・五	三十五
第三種浸潤剤等入り水	_· O	二.四~三.0	=+

備考

- 試 験 用消火器は、 棒状 ノズルの蓄圧式消火器を使用する。
- 基 準 放 射 時 間は、 温度二十度におい て行うものとする。
- 消火試 験は、 別図二に示す模型を用いるものとする。
- 消火は、 模型に点火した後三分で開始すること。

燃焼

なべ

に

三・〇リットル

の

ノルマルヘプタンを入れ

点火すること。

- 無風 の状態において行うこと。
- (五)(四)(三)(二)(一) 消火 . 薬 剤 の 放 射終了時におい て残炎が認められず、 かつ、 放射終了後二分以内 に 再燃 な
- 強 場 化 合に 液消 お 火薬剤 しし ては、 それ らの模型は完全に消火されたものと判定すること。
- 類 の 第 水溶 一号に定める消火薬剤のうち、 液 とする。 強化液消火薬剤は、一から七までに適合するアルカリ金属 塩
- 発 生し 著し 結晶 ない ١J の析出、 毒 性又は ものであること。 溶液 腐 食性を有 の分離、 し 浮遊物又は沈殿物の発生その他の異常を生じないものであること。 な ١J も のであって、 かつ、 著し が毒 性又は腐 食性 の ある ガスを
- (四)(三)(二) 浸潤 浸潤 剤等は、 剤 等を 混 和 消火薬剤 又 は の性状又は 添 加 することができるものとすること。 性能に 悪影響を与えない ものであること。

しし

腐 敗、 変質等のおそれの ない も の であること。

アル カリ性反応を呈すること。

(七)(六)(五) 凝固 点が零下二十度以下であること。

第 種 機 械泡及び第二種 機械泡消火薬剤

第 一号に定める消火薬剤のうち、 第 一 種機械泡及び第二種機械 泡消火薬剤は、 前号(から五ま

で . の規定の例によるほか、一から四までに適合するものとする。

(=)(=)放射される泡は、 耐火性を持続することができるものであること。

水溶 液又は 液状若しくは粉末 状 の ものであること。 この場合におい て、 液 状又は粉 末 状 の 消

火 薬剤にあっては、水に溶けやすい ものであること。

(三) 量 温度二十度の消火薬剤を充填した発泡用消火器を作動させた場合において放射される泡 が消火薬剤 の 容量 の五倍以上であり、 かつ、 発泡 前 の 水溶液の容量 の二十五パー セント の の 水 容

(四) 溶 液が 凝 「点は、 泡 から還 使用温 元するため 度 の下限値未満であること。 に要する時間 が一分以上であること。

四 第 種、 第二種及び第三種浸潤剤等入り水消火薬剤

第 一号に定める消 火 薬剤 のうち 第 種、 第二種及び 第三 種 浸潤剤 等入り水消火薬剤は、 第二号

()から五まで及び前号四の規定の 例によるものとする。

五 消 火薬剤は、 希釈、 濃 縮 固化、 吸湿、 変質その他 の異常を生じない ように、 容器に封 入しな

け れ ば ならな

六 消 掲 げ 火薬剤の容器(容器に表示することが不適当な場合にあっては、 事 項 を記 載 し た 簡 明 な表示をしなけ れば ならない。 包装)には、一から八まで

消火設備用 消火薬剤」 の文字

る

消火薬剤 の 種 類

消

火

薬

剤

の

容

量

又は

量

腐 食 性

取 扱 い上の注意事項

製造年月

製造者名又は 商 標

(八)(七)(六)(五)(四)(三)(二)(一) に 型式 番号

第 二 十 表示

パッ ケー ジ型自動消火設備 には、 次の各号に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えない ょ

うに 是表示する るも の とする。

パッ ケー ジ型自動消火設 備」 の文字

 $\equiv$ 使 消火薬剤 用温 度 範 の種別 囲

五 製 **设造年月**  匹

防

護

面

積

六 製造番号

八 七 消火薬剤の容量 型式番号

又は質量

九 取扱い上の注意 事 項

+ + 取 扱 61 方法

製造者名又は商標

附

則

この告示は、 平成十六年六月一日から施行する。

- 25 -



